

質問回答書

回答日：令和7年8月6日

案件名称：令和7年度 児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務委託

項番	質問内容	回答
1	仕様書3（1）には、『アドバイザーは、・・・活動室などと協議の上、巡回日時を決定する。』とあります。アドバイザーが発注者と直接契約関係に立たないので、契約関係に立つ受託者が、活動室等に直接連絡し、協議の上、巡回日時を決定する、ということでも問題ございませんでしょうか。	単なる巡回日時の調整であれば、受注者の社員であるその他スタッフが行っていただいても構いませんが、事前の対象児童についての情報共有や巡回当日の流れについての事前打ち合わせ等は、アドバイザー本人から行っていただきます。
2	仕様書3（1）には、『発注者が指定する20ケース程度の対象児童について』との記載があります。 この20ケースの具体的な内容をできる限り教えていただくことは可能でしょうか。提案書の中で巡回のテーマや内容などを記載する上で、知っておきたいからです。	現時点では対象児童は決定していないため、各ケースの具体的な内容については契約締結後にお示しすることになります。 なお、いきいき運営管理事業者からは、対応に苦慮する事例として、支援員の注意、指示を聞かない、支援員や他の児童に暴言、暴力をふるう、飛び降りなどの危険な行動を行う、虫などを食べるケースがあると聞いております。
3	仕様書3（1）には、『20ケース程度の対象児童について巡回を行う』とあり、『合計で100回程度の巡回を行うこと。』とあることから、1ケース5回程度の巡回するという認識で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、ケースによっては5回の巡回が必要とならない可能性もありますが、その場合は合計で100回程度の巡回となるようケース数を増やす等の対応を行います。
4	仕様書3（1）には、『1ケースにつき、1か月に1回程度の巡回を目安とする』とありますが、20ケースのうち、例えば3ケースを1～2か月の間で集中的に5回の巡回を実施することは可能でしょうか。	対象児童の行動観察を行った結果、集中的に巡回を行うことが効果的であると判断した場合は、活動室と協議の上で、間隔を詰めて巡回を行っていただいても構いませんが、あまり極端に回数が偏らないよう配慮してください。
5	提案時に業務執行体制の個人名は必須ですか。 その際、すべての職（その他スタッフ含む）に氏名は必要ですか。	すべての役職に氏名と本業務での主な役割を記名してください。
6	対象児童が急遽欠席した場合、対象児童の観察ができないこととなります。その場合、いきいき活動室職員への聞き取りを対面で行い、対応や助言をすることで巡回1回のカウントで良いでしょうか。	対象児童が急遽欠席となった場合でも、アドバイザーが活動室を巡回し、2時間程度いきいき活動室職員へ助言や支援方法の提案等の対応を行った場合は1回の巡回とカウントします。
7	上記6の巡回がカウントされない場合は、再度いきいき活動室への巡回が必要となります。 その場合、業務委託料の人件費等の積算を再訪問の回数を見込んでの見積額の提示で良いでしょうか。	業務委託料の積算にあたっては、再訪問の回数は見込まず、本仕様書が示す回数を想定して提案してください。